

§ セーフティネット資金（災害緊急対策）融資

地震や津波などで直接被害を受けた事業者に対し、再建に必要な資金を融資します。

＊ ＊ ＊

【対象者】

県内の中小企業のうち、地震や津波などで直接被害を受けた法人または個人で、信用保証協会の保証が受けられる業種

【申請先】

取り引き先の金融機関へ必要な書類を添付して提出してください。

【申請期限】

平成23年9月11日（日）

※9月11日までに貸し付け実行される必要があります。

【必要な書類】

り災証明書

【り災証明の発行窓口】

税務課資産税班および各支所税務課分室

資金使途	事業の再建に必要な資金（運転資金は商品の流失による購入資金に限る）
限度額	1中小企業者当たり8,000万円
融資期間	設備資金：10年以内（据え置き2年以内） 運転資金：7年以内（据え置き2年以内）
金利（固定）	年1.5%～2.1%（融資期間による）
保証料	年0.65%（100%保証）
利子補給（県補助）	年利1.15%（貸付日より5年以内）
利子補給（市補助）	年利0.65%（貸付日より5年以内）※市内事業者に限る

※融資を受けるには、金融機関と信用保証協会の審査があります。

§ 災害復旧貸付（日本政策金融公庫事業）

地震や津波などで被害を受けた中小企業者に対し、事業の再建に必要な資金を融資します。

＊ ＊ ＊

【申請先】

直接貸し付け：日本政策金融公庫千葉支店

☎043-243-7121

代理貸し付け：日本政策金融公庫中小企業事業の代理店

資金使途	被災中小企業者の事業の再建に必要な資金
限度額	直接貸し付け：1億5,000万円 代理貸し付け：直接貸し付けの範囲内で7,500万円
融資期間	設備資金：10年以内（うち据え置き2年） 運転資金：10年以内（うち据え置き2年）
金利	基準利率1.75%～2.25%

※保証人（経営責任者の人）が必要です。